

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、翌日)

目 次

- ◇訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
- ◇教委規則 県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 職員の定年等に関する規則
職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則の一部を改正する規則
職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

訓 令

鳥取県訓令第一号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十年三月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和三十九年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の1から4までを次のように改める。

- 1 採用（現に職風でない者を職員の職（以下「職」という。）に任用する場合。ただし、職風の定年等に関する条例（昭和59年3月鳥取県条例第一号）第5条第1項の規定により採用する場合を除く。）

(1) 鳥取県……に任命する

……職……等級に決定する

……号給を給する

……勤務を命ずる

(1) 事務吏員及び技術吏員の別とする。

○採外の場合には「特に……円を給する」とする。

○所属部課所の長への採用の場合を除く。

<p>(ロ) ……を命ずる</p> <p>2 昇任 (現に有する職より上位の職を命ずる場合) ……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限 (任期) の定めのない職員となる</p>	<p>(ロ) 職名とする。</p> <p>○所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への昇任の場合を除く。</p>	<p>期限 (任期) の定めのない職員となる</p> <p>4 配置換 (昇任及び降任以外の方法で、所属部課所の変更又は同種と認められる他の職を命ずる場合。ただし、単に職名を変更する場合を除く。)</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p> <p>期限 (任期) の定めのない職員となる</p> <p>○勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p> <p>○所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への配置換の場合を除く。</p> <p>○職名を変更する場合及び課長又はこれに相当する職以上の職の職員を配置換する場合に限る。</p> <p>○勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p>
<p>3 降任 (現に有する職より下位の職を命ずる場合) ……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p>	<p>○職員の設定等に関する条例第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員 (以下「勤務延長職員」という。) 又は同条例第5条第1項の規定により採用されている職員 (以下「再任用職員」という。) が期限又は任期の定めのない職員となる場合に限る。</p>	<p>期限 (任期) の定めのない職員となる</p> <p>17 休職期間更新 (休職の期間を更新する場合)</p>
<p>8 降任 (現に有する職より下位の職を命ずる場合) ……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p>	<p>○所属部課所を変更する場合に限る。ただし、所属部課所の長への降任の場合を除く。</p>	<p>期限 (任期) の定めのない職員となる</p> <p>17 休職期間更新 (休職の期間を更新する場合)</p>

休職の期間を……年……月……

日まで更新する

給与は職員の分限に関する手続

及び効果に関する条例第4条第

2項の規定により支給しない

○職員の給与に関する条例(昭和

26年2月鳥取県条例第3号)第

12条の2第3号の規定により給

与を支給されている者の休職の

期間を1年を超えて更新する場

合に限る。

同様の条「あつた場合」を「あつた場合等」と改め、同様の条

「専従許可の期間中に在籍専従制度の趣旨に違反する等違法な行

為があつた」や「在籍専従の許可を取り消す」と改め、

同様の条「中25や26」を「中25や26及び27や28」に改め、同様の条

「中25」を「中25や26」に改め、同様の条「中25」を「中25や26」に改め、

同様の条「中25や26」を「中25や26」に改め、

24 定年退職(職員が職員の定年

等に関する条例第2条の規定に

より退職する場合)

職員の定年等に関する条例第2

条の規定による定年退職

25 勤務延長(職員の定年等に関

する条例第4条第1項の規定に

より引き続いて勤務させる場

合)

……年……月……日まで勤務延

長する

26 期限延長(職員の定年等に関

する条例第4条第2項の規定に

より勤務延長の期限を延長する

場合)

勤務延長の期限を……年……月

……日まで延長する

27 期限繰上げ(職員の定年等に関

する条例第4条第4項の規定

により勤務延長の期限を繰り上

げる場合)

勤務延長の期限を……年……月

……日に繰り上げる

28 勤務延長退職(勤務延長職員

が期限の到来により退職する場

合)

勤務延長の期限の到来による退

職

29 再任用(職員の定年等に関す

る条例第5条第1項の規定によ

<p>り採用する場合) 鳥取県……に再任用する ……職……等級に決定する ……号給を給する ……勤務を命ずる ……を命ずる 任期は……年……月……日までとする 30 任期更新(職員の定年等に関する条例第5条第2項の規定により再任用の任期を更新する場合) 再任用の任期を……年……月……日まで更新する 31 再任用退職(再任用職員が任期の満了により退職する場合) 再任用の任期の満了による退職</p>	<p>○枠外の場合には「特に…円を給する」とする。 ○所属部課所の長への再任用の場合を除く。</p>
<p>「(イ) 職名又は職員(臨時的任用を受けた職員をい(育休代替)」 職名とする。(育休代替職員のうち、育休休業許る職員の代替として採用さう。)の場合には「(…とする。)」 は更新しない 「任用期間満了後は更新しない 前提の臨 く。」 又は職種名とする。」 6 その他 第一の例による 附 則 1 この訓令は、昭和六十年三月三十一日から施行する。 2 改正後の職員の任免発令規程別表のうち次の表の上欄に掲げる規定中</p> <p>「(イ) 職名又は職員(育休代替)」 可を受けてい れた職員をい (育休代替)」 ○育休代替職員及び採用 時的任用職員の場合を除く。</p>	

同表の中欄に掲げる字句は、
同表の下欄に掲げる字句とす
る。

第一の1	第5条第1項	第5条第1項（同条例附則第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）
第一の2	第4条第1項	第4条第1項（同条例附則第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）
第一の24	第2条の規定により	第2条又は地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条の規定により
	第2条の規定による定年退職	第2条の規定による定年退職（昭和56年法律第92号附則第3条の規定による退職）
第一の26	第4条第2項	第4条第2項（同条例附則第2項において準用する場合を含む。）
第一の27	第4条第4項	第4条第4項（同条例附則第2項において準用する場合を含む。）
第一の30	第5条第2項	第5条第2項（同条例附則第3項において準用する場合を含む。）

教育委員会規則

県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第二号

県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則（昭和五十八年三月鳥取県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「職員又は」の下に「定年に達することにより退職することとなる職員、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第一号）第四条（同条例附則第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき定められた期限（以下「勤務延長の期限」という。）が到来することにより退職することとなる職員若しくは」を、「日又は」の下に「定年に達することにより退職することとなる日、勤務延長の期限が到来することにより退職することとなる日若しくは」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の定年等に関する規則をここに公布する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

職員の定年等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第一号。以下「条例」という。)に規定する職員の定年等の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(定年に達している者の任用)

第二条 職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の二第四項に規定する職員を除く。)の採用は、再任用(条例第五条第一項の規定により採用することをいう。以下同じ。)の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する地方公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職その他人事委員会が認める職に就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用

に係る職を占めているものとした場合に定年退職(条例第二条の規定により退職することをいう。以下同じ。)をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。

2 職員の他の職への異動(法第二十八条の二第四項に規定する職員となる異動を除く。)は、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日後には、行うことができない。ただし、条例第四条第一項の規定により引き続き勤務している職員(以下「勤務延長職員」という。)の、特別の事情によりあらかじめ人事委員会の承認を得た場合における異動及び再任用をされている職員(以下「再任用職員」という。)の、その者が当該異動後の職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日の翌日から起算して三年以内における異動については、この限りでない。

(勤務延長等に係る職員の同意)

第三条 条例第四条第三項及び第四項の職員の同意は、書面によつて得なければならない。

(再任用の制限)

第四条 再任用は、再任用をしようとする者が当該再任用に係る職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日の翌日から起算して三年を経過する日後には、行うことができない。

(再任用の方法)

第五条 再任用は、選考により行うものとする。

2 人事委員会は、前項に規定する選考を行う権限を任命権者に委任する。
3 任命権者は、定年退職をした日(勤務延長(条例第四条第一項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。))の後に退

職した者にあつては、その退職した日)の翌日以後の期間が一年を超えている者を再任用する場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得なければならぬ。

(辞令又は通知書の交付)

第六条 任命権者は、次の各号の一に該当する場合には、職員に辞令又は通知書を交付しなければならない。ただし、第一号、第六号又は第十号に該当する場合のうち、辞令又は通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、適当な方法をもつて辞令又は通知書の交付に替えることができる。

- 一 職員が定年退職をする場合
- 二 勤務延長を行う場合
- 三 勤務延長の期限を延長する場合
- 四 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- 五 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となつた場合
- 六 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合
- 七 再任用を行う場合
- 八 再任用の任期を更新する場合
- 九 再任用職員が異動し、任期の定めのない職員となつた場合
- 十 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

(職員への周知)

第七条 任命権者は、職員に係る定年及び定年退職をすることとなる日を適当な方法によつて職員に周知させなければならない。

(報告)

第八条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度に定年に達した職員に

係る勤務延長の状況並びに前年の五月一日以後の一年間における再任用及び再任用の任期の更新の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和六十年三月三十一日から施行する。
- 2 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、当分の間、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	条例第五条第一項	条例第五条第一項(条例附則第三項において準用する場合を含む。)
第二条第二項 本文	定年退職をすることとなる日 こととなる日	定年退職をすることとなる日(条例の施行の日(以下「施行日」という。))の前日までに当該異動後の職に係る定年に達している職員にあつては、施行日)
第二条第二項 ただし書	定年退職をすることとなる日 こととなる日	定年退職をすることとなる日(施行日の前日までに当該異動後の職に係る定年に達している職員にあつては、当該異動後の職に係る定年に達した日)
第二条第二項 ただし書	条例第四条第一項	条例第四条第一項(条例附則第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)

第三条	条例第四条第三項及び第四項	条例第四条第三項及び第四項(条例附則第二項において準用する場合を含む。)
第四条	定年退職をすることとなる日	定年退職をすることとなる日(施行日の前日までに当該再任用に係る職に係る定年に達している者にあつては、その者が当該再任用に係る職に係る定年に達した日)
第五条第三項	定年退職	定年退職(施行日の前日までに施行日に占めている職に係る定年に達している職員にあつては、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号)附則第三条の規定による退職。以下同じ。)

職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則(昭和五十八年三月鳥取

県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「職員又は」の下に「定年に達することにより退職することとなる職員、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第一号)第四条(同条例附則第二項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき定められた期限(以下「勤務延長の期限」という。))が到来することにより退職することとなる職員若しくは」を、「日又は」の下に「定年に達することにより退職することとなる日、勤務延長の期限が到来することにより退職することとなる日若しくは」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第三号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「職員となつた者」の下に「及び職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第一号)第五条第一項の規定により採

用された者」を加える。

附 則

1 この規則は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

2 改正後の職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第三項中「第五条第一項」とあるのは、当分の間、「第五条第一項（同条例附則第三項において準用する場合を含む。）」とする。

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月十九日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「職員となつた者」の下に「及び職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月鳥取県条例第一号）第五条第一項の規定により採用された者」を加える。

附 則

1 この規則は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

2 改正後の県費負担教職員の休暇に関する規則第三条第三項中「第五条

第一項」とあるのは、当分の間、「第五条第一項（同条例附則第三項において準用する場合を含む。）」とする。